

第5章 移動等円滑化に関する事項

5.1 移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 7 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (追補版平成 27 年 7 月)
条例等	公共交通・道路 公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 26 年 9 月
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成 18 年 12 月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐車場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成 25 年 8 月
	トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針 —とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり推進協議会 平成 18 年 7 月

5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集しました。その中から特に要望が多かった内容を施設ごとに移動等円滑化に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、施設管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化を検討します。

- ※1) 配慮事項は区民意見を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮していません。
- ※2) **赤字**は関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、**青字**は記載がないものです。

(1) 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客数が多い駅については、 バリアフリー経路の増設に努める とともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする(乗換時も同様)。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保(視覚障害者誘導用ブロックの配置)する。
②上下移動	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	エスカレーターは、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 する。
③ホーム	転落防止のため、 ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置 する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、 視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付 する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
④券売機等	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
	車いす使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい(反射しない)券売機等を設置する。
	インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。

項目	共通の配慮事項
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する （ベビーチェアや 幼児用便座 など）。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する 。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合（ 途中から階段による上下移動が必要となる場合 ）は、あらかじめその旨がわかるように 経路の端部に案内 を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、 可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達 できるようにする。
	エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する（案内の表示など）。
⑦人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携） バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。 バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

(2) 道路の移動等円滑化

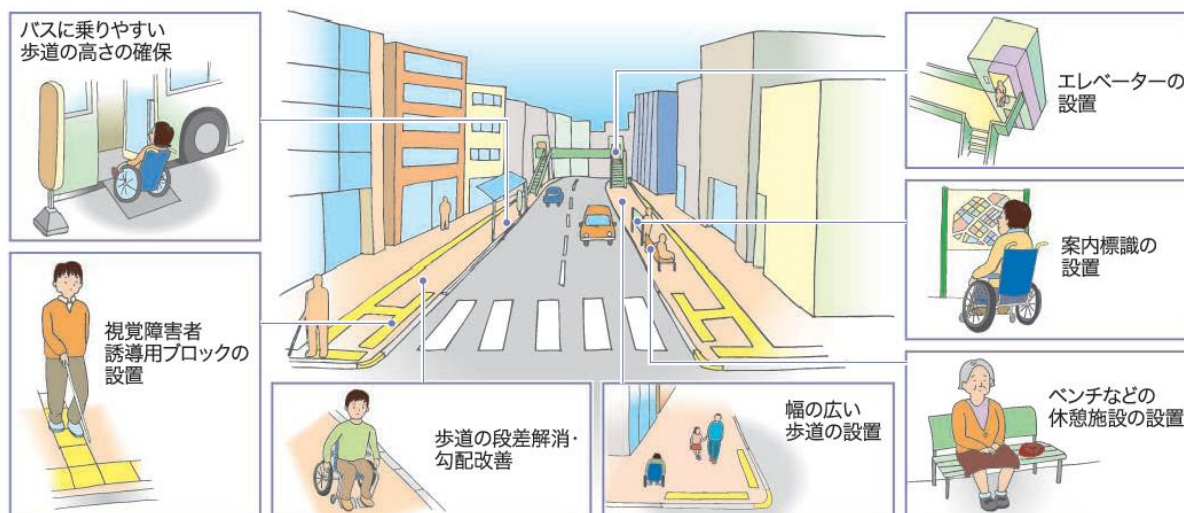
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における 歩道内の勾配をゆるく する。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者と連携)
	車いす使用者やベビーカー利用者が 移動しやすい舗装 を行う。
	歩車道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるもの にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設 の設置に努める。
	歩道の安全性を高めるため、 自転車走行空間整備 を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース(平坦な踊り場等)や高齢者等が休憩できるベンチの設置 に努める。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発 を推進する。(交通管理者と連携)

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。 長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて手すりの設置などを検討する。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）



急な坂道への手すりの設置

(3) 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	<p>生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。</p> <p>主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンの設置を検討する。</p> <p>高齢者、障害者が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。</p> <p>標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。</p>
②安全対策	<p>【歩道のない生活道路】</p> <p>路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（道路管理者と連携）</p>
③人的対応・心のバリアフリー	<p>自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（道路管理者と連携）</p>

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機

(4) 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

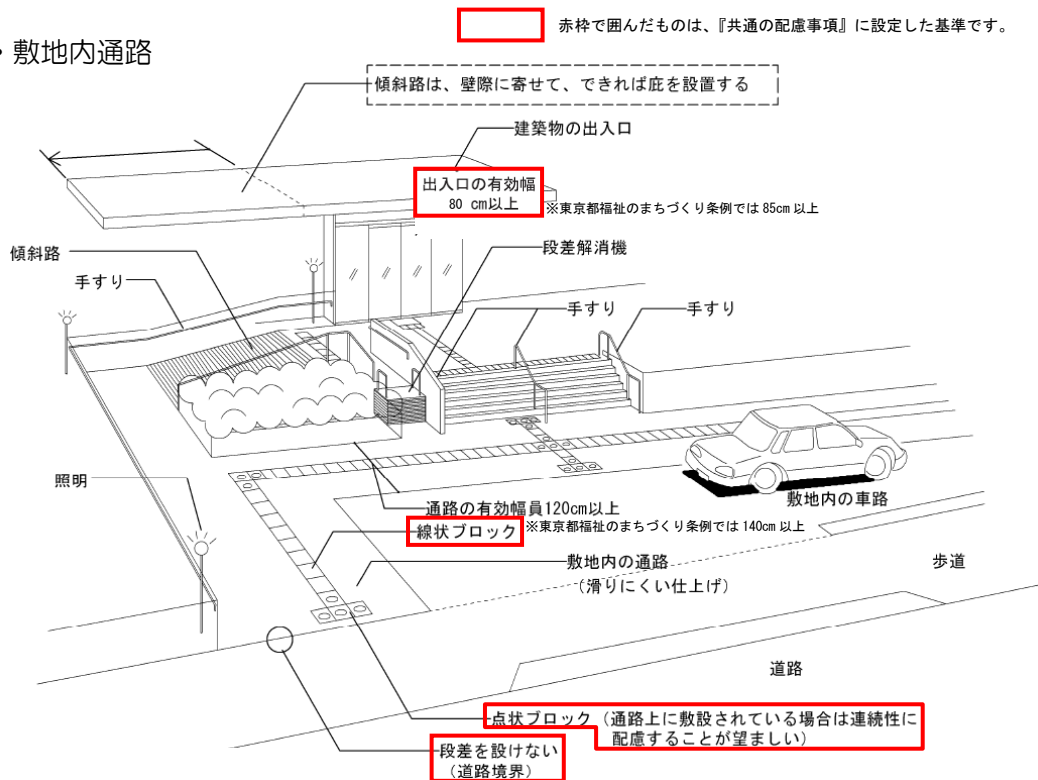
項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、 歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置 する。 主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者や ベビーカー利用者等 に配慮した幅を確保する(80cm以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。 主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。 エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。 階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。 階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。 多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する(ベビーチェアや 幼児用便座 など)。 多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。 非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。 出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける。 建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。 エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する(案内の表示など)。 病院など順番待ちのある施設では、 呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内 するなど、 聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮 する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。 貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。 授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。 講演を行うホール等では磁気ループを導入 し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

項目	共通の配慮事項
⑧人的対応・ 心の バリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

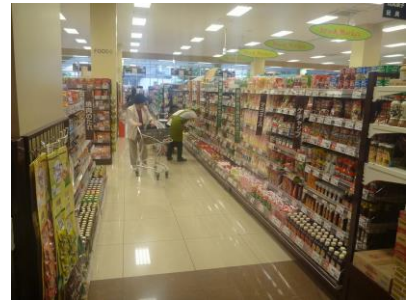
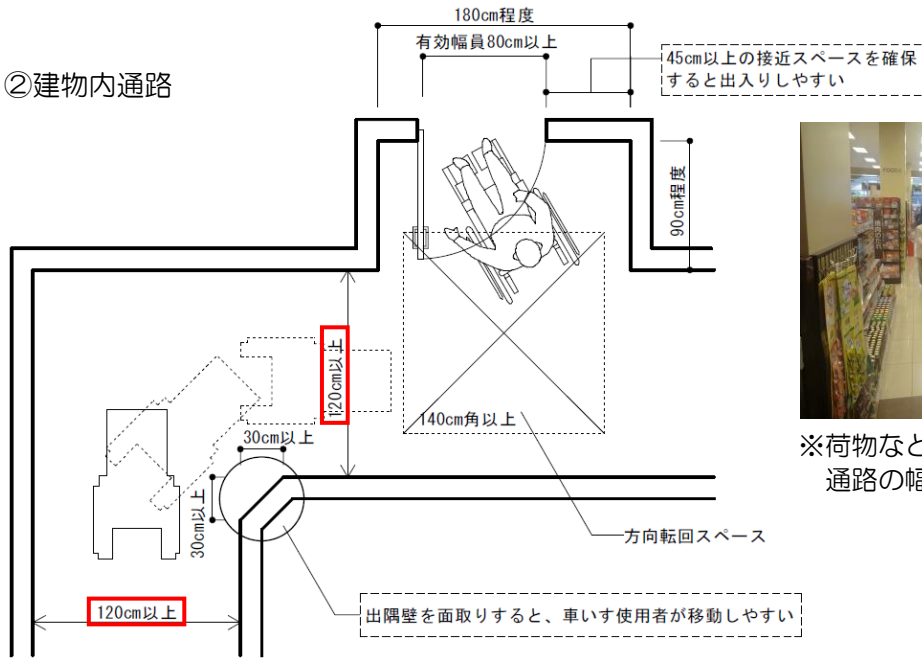
● 参考：建築物のバリアフリー化

(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成ほか)

① 出入口・敷地内通路

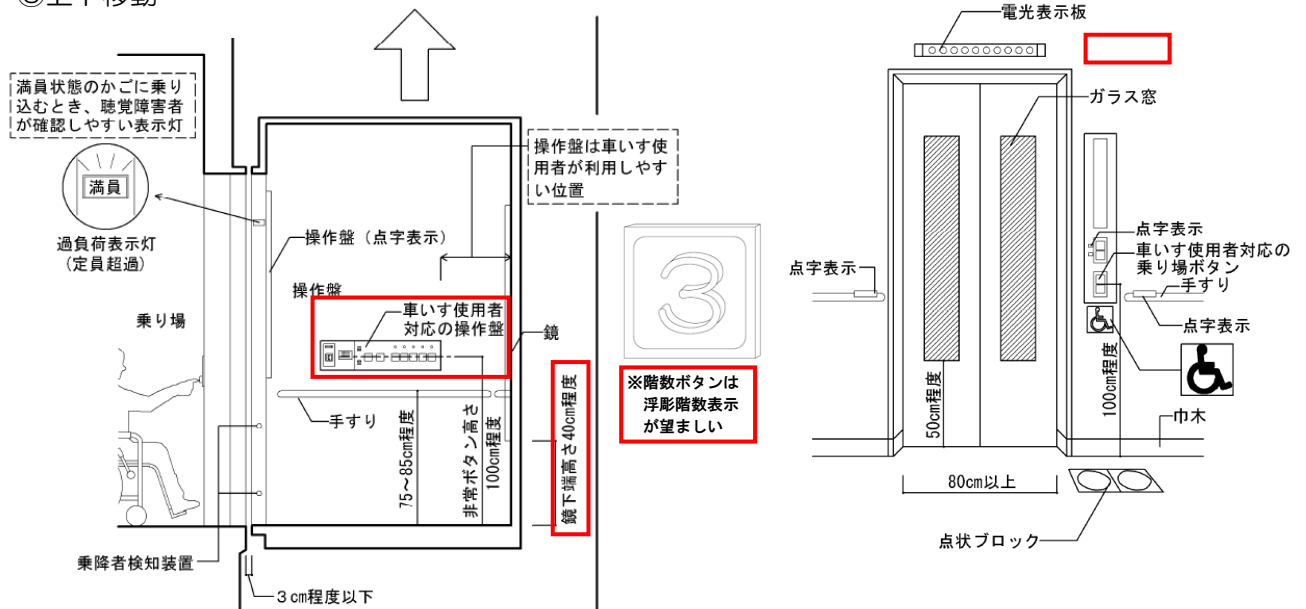


②建物内通路



※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

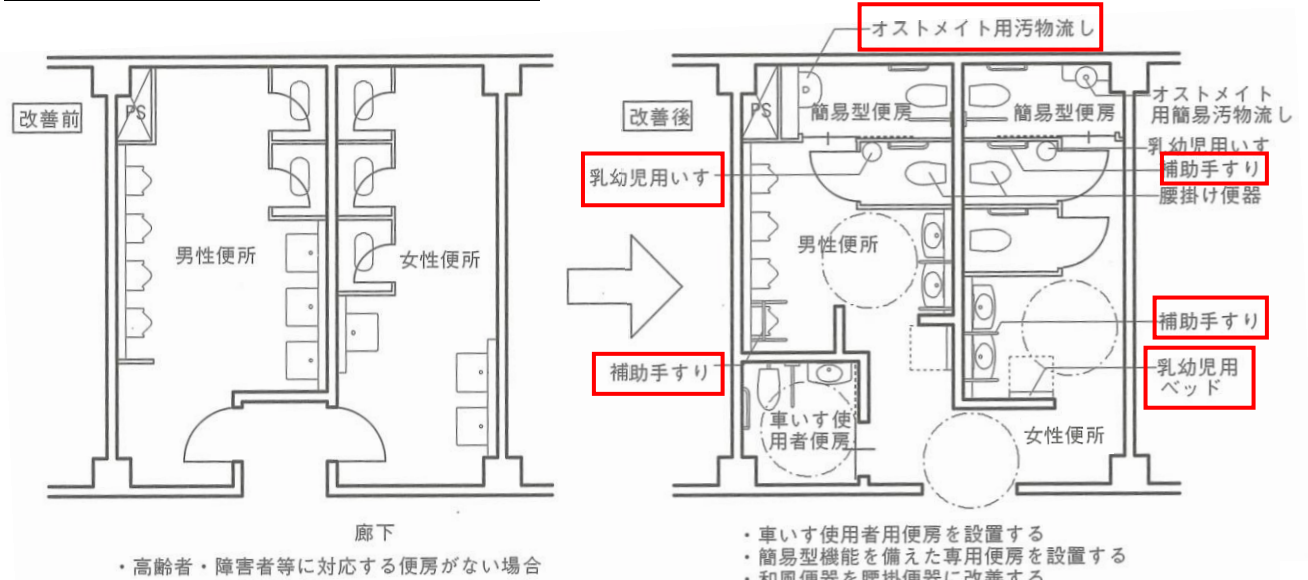
③上下移動



蹴込み板を設ける
段鼻はつまづきやすいので突き出さない

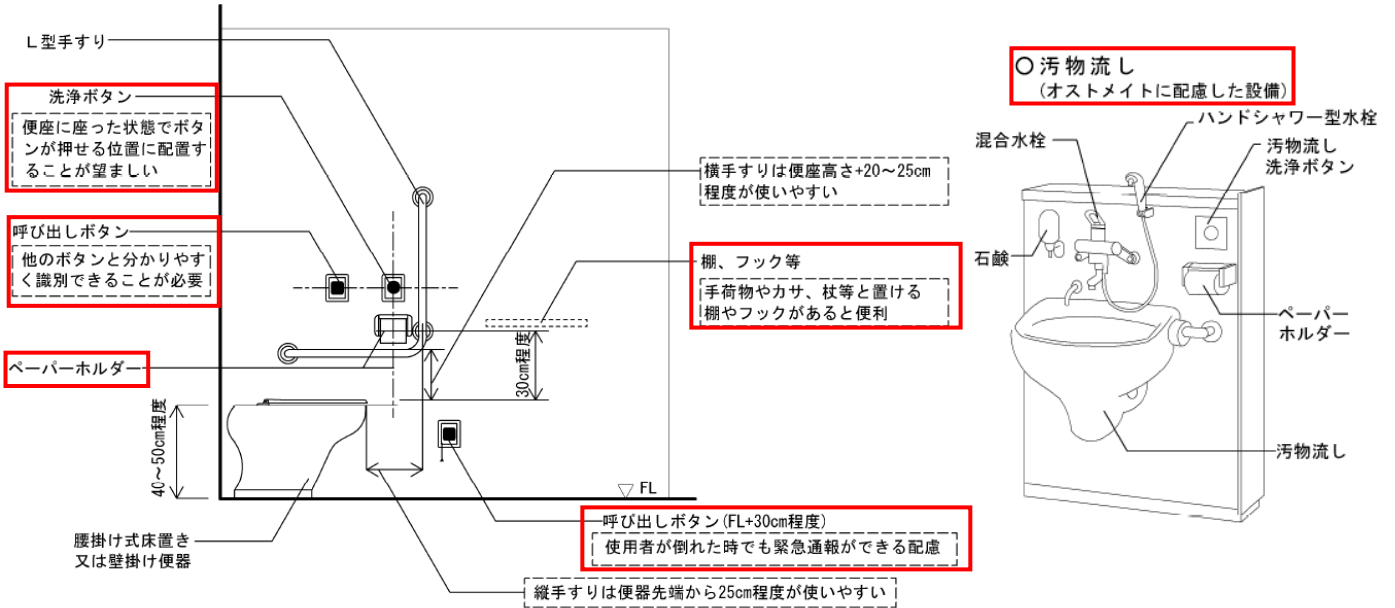
④トイレ

トイレの改善例（車いす対応・機能分散）



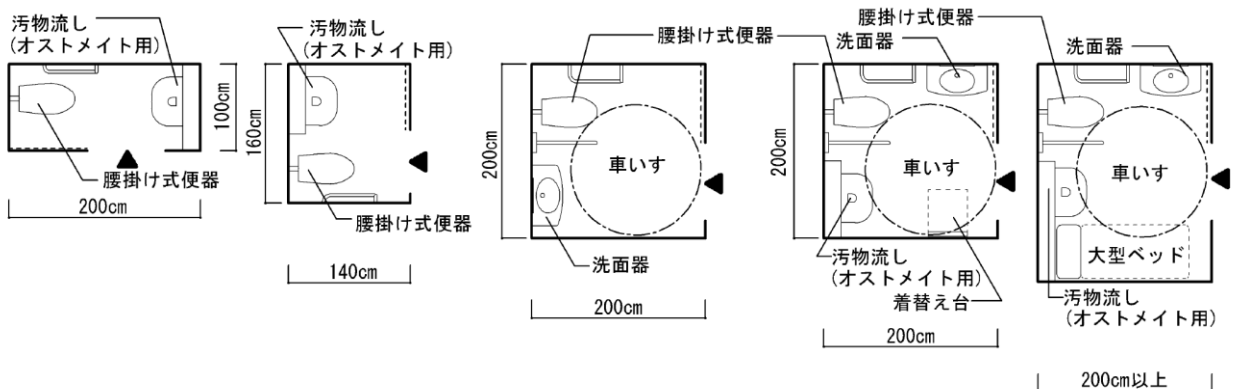
- ・車いす使用者用便房を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便房を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

○ボタン等の配置

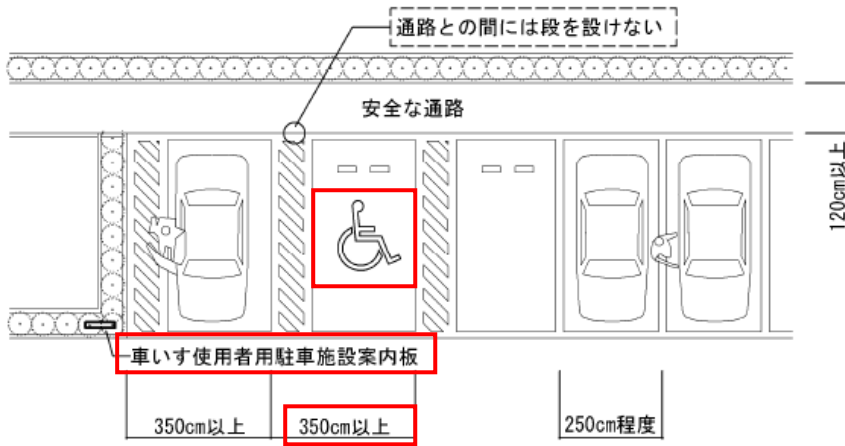


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房 ○車いす使用者用便房 ○多機能便房



⑤ 駐輪場・駐車場

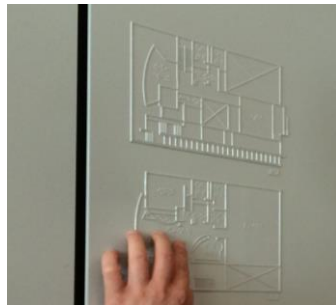


マナーアップポスター
(東京都資料より)

⑥ 案内設備



ピクトグラムによる案内



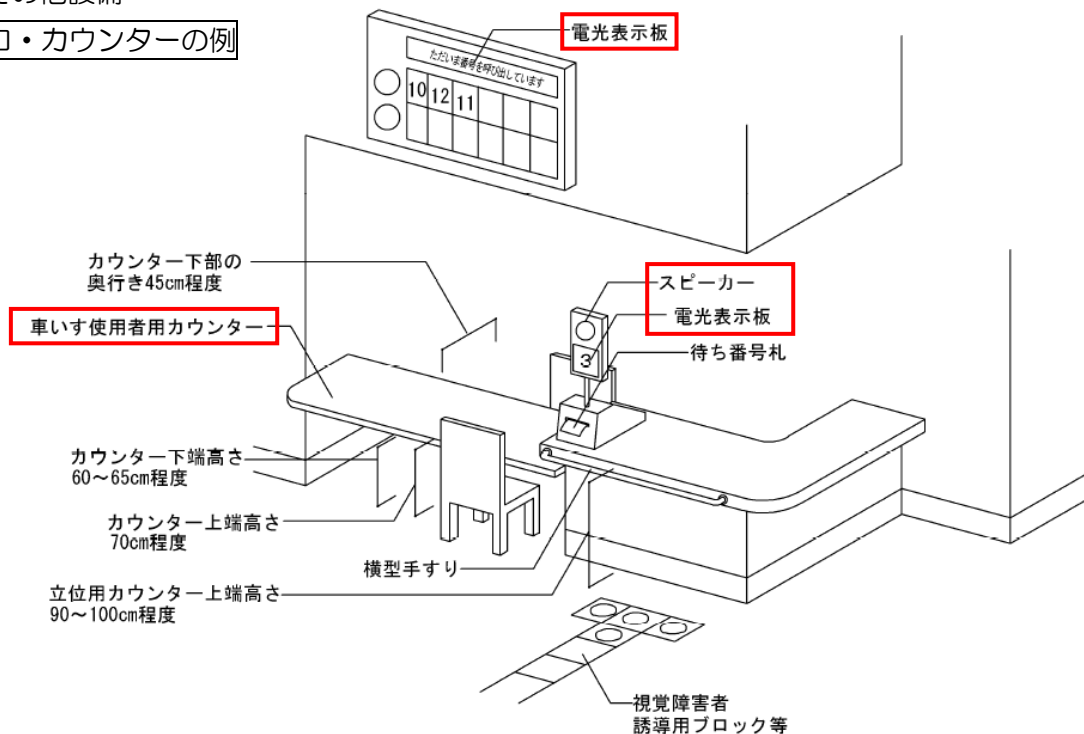
触知図や音声による案内



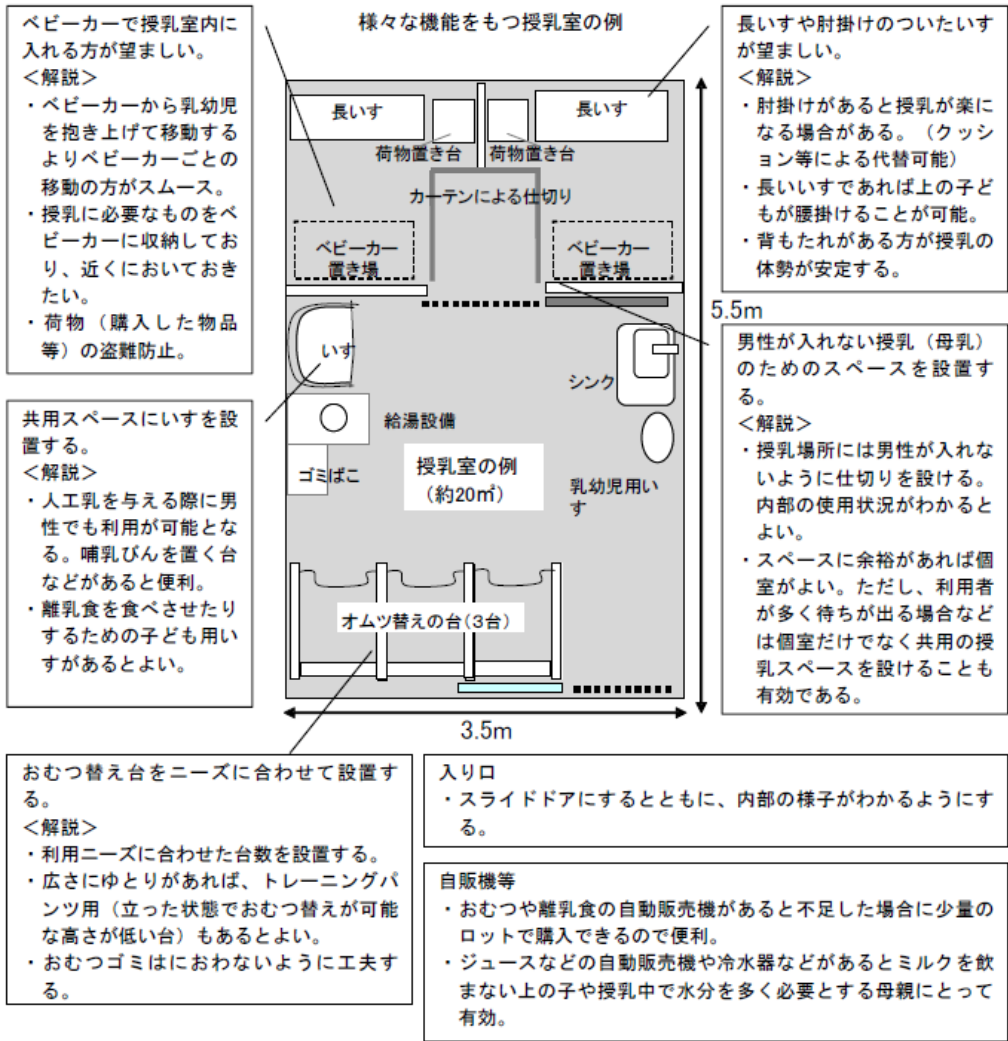
総合案内 (人による対応)

⑦ その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具



コミュニケーション支援ボード
(公益財団法人明治安田こころの健康財団より)

(5) 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者や ベビーカー利用者等 が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまっていて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者用が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具 を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）

